

**豊橋市新学校給食共同調理場
(仮称) 整備等事業**

入札説明書

平成 30 年 2 月 15 日

豊橋市

目次

第1 入札説明書等の定義	1
第2 事業概要	1
1 事業の名称	1
2 事業に供される公共施設等の名称	1
3 公共施設等の管理者の名称	2
4 事業の目的	2
5 事業方式	2
6 事業期間	2
7 事業の内容	3
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1 募集及び選定の方法	4
2 選定のスケジュール	5
3 応募者の入札参加資格要件	5
4 入札に関する手続き	9
第4 入札書類の審査及び落札者の決定	15
1 審査委員会の設置	15
2 審査の手順及び方法	15
3 基礎審査の結果通知、及びヒアリングの実施	15
4 落札者の決定	16
第5 提案に関する条件	16
1 事業計画の提案に関する条件	16
第6 事業実施に関する事項	20
1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	20
2 事業の継続が困難となった場合の措置	20
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等	21
4 事業の実施状況の監視	21
5 支払手続き	21
第7 契約に関する事項	22
1 事業契約の締結等	22
2 契約保証金	23
第8 入札説明書等に関する問合せ先	23

第1 入札説明書等の定義

本入札説明書は豊橋市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、平成30年12月13日に特定事業として選定した豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する民間事業者を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付するものである。

なお、本入札説明書と併せて交付する次に掲げる資料については、本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」として定義する。

- 1 要求水準書 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 2 落札者決定基準 入札参加者から提出された提案書を評価する方法及び基準を示すもの
- 3 様式集 提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 4 基本協定書（案） 事業契約の締結に向けて、市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの
- 5 事業契約書（案） 市と本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの

また、本入札説明書等と、既に公表している実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答とに相違がある場合は、本入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

本入札説明書等に記載がない事項については、本入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業の名称

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業

2 事業に供される公共施設等の名称

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）

（本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。）

3 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 佐原 光一

4 事業の目的

市では、現在4調理場によって学校給食を提供しているが、西部学校給食共同調理場（昭和51年度開設）（以下「西部調理場」という。）と東部学校給食共同調理場（昭和57年度開設）（以下「東部調理場」という。）が老朽化しており、建替えが必要となっている。しかし、西部調理場と東部調理場の建替えには、現有地での建て替えが困難であることから、工業系の用途区域への移転が必須であり、現在の児童生徒数に対応するとともに、将来的な児童生徒数の減少にも対応する必要がある等の課題がある。そのため、新たに本施設を12,000食規模で新設し、東部調理場の一部と西部調理場を閉鎖し、4調理場にて学校給食の提供を行い、将来的に児童生徒数が減少した際（平成42年度を想定）には東部調理場を閉鎖し、3調理場にて学校給食を提供する計画としている。

本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を、「PFI法」に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者とのパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

5 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施するBT0(Build Transfer and Operate)方式とする。

6 事業期間

本事業の事業期間は下表のとおり予定している。維持管理・運営期間は、平成33年9月からの15年間を予定している。

時期	スケジュール
平成31年9月	事業契約締結
平成31年10月～	施設の整備（設計、建設）期間
平成33年7月頃	施設の引渡し（施設の供用開始は平成33年9月1日）
平成33年8月頃	施設の開業準備期間
平成33年9月～	施設の維持管理・運営期間

7 事業の内容

選定事業者が実施する業務は、次の 1) から 4) に掲げるものとする。

1) 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務
- ④ 工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 調理設備調達・設置業務
- ⑥ 食器・食缶等調達業務
- ⑦ 施設備品調達・設置業務
- ⑧ 外構及び植栽整備業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理・更新業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 外構及び植栽維持管理業務
- ⑧ 清掃業務
- ⑨ 警備業務
- ⑩ 上記各項目に伴う各種申請等業務

4) 運営業務

選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- ① 食数調整業務
- ② 食材検収補助業務
- ③ 調理等業務
- ④ 衛生管理業務
- ⑤ 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- ⑥ 給食配送・回収業務
- ⑦ 学校配膳業務
- ⑧ 運営備品調達・更新業務
- ⑨ 見学・試食会の受け入れ業務
- ⑩ アドバイザー業務
- ⑪ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑫ その他の業務

※米飯、パン等の主食の学校への提供については、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運營業務に含めない。

給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達業務
- ③ 食材検収業務
- ④ 衛生管理業務
- ⑤ 給食費の徴収管理業務
- ⑥ 食育指導

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定に当たっては、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づく入札公告により広く応募者を募り、落札者の決定は同施行令第167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素を含めた落札方式による一般競争入札によるものとする。

2 選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日程	スケジュール
平成 31 年 2 月 15 日 (金)	入札公告 (入札説明書等の公表)
平成 31 年 2 月 25 日 (月)	入札説明会
平成 31 年 3 月 14 日 (木)	入札説明書等に関する質問の受付締切
平成 31 年 3 月 29 日 (金)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成 31 年 4 月 5 日 (金)	入札参加表明書等の受付締切
平成 31 年 4 月 15 日 (月)	入札参加資格確認審査結果の通知
平成 31 年 5 月 14 日 (火)	提案書の受付・入札
平成 31 年 7 月上旬	落札者の決定及び公表
平成 31 年 7 月下旬	基本協定の締結
平成 31 年 8 月下旬	仮事業契約締結
平成 31 年 9 月中旬	事業契約議決、事業契約の締結

3 応募者の入札参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 本事業の応募者は、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。また、必要に応じてその他の業務等を担当する者（以下「その他企業」という。）を応募者に含めることができるものとする。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

なお、「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。（以下、資本面若しくは人事面において関連がある者については、同定義とする。）。

ウ 応募者は、入札参加資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに当該企業の担当する業務を明らかにする。なお、構成企業とは、SPC に対して出資する者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいい、協力企業とは、SPC に対して出資は行わない者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。

エ 応募者は構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定める。

オ 応募者の代表企業、構成企業並びに協力企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の代表企業、構成企業及び協力企業となることはできない。

カ 応募者の構成員は、代表企業、構成企業及び協力企業から成るものとする。

2) 応募者の構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア PFI 法第 9 条の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 条）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

オ 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者

カ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

キ 参加資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

ク 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務

において提携関係にある者は以下のとおりとする。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、1)イの記載事項参照のこと。

(ケにおいても同じ。)

(ア) 玉野総合コンサルタント株式会社

(イ) 西脇法律事務所

ケ 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者

コ 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けた者

サ 「市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けた者

3) 応募者の入札参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

ア 設計企業

(ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。

(ウ) 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、(ア)及び(イ)の要件は、すべての者が満たすこととする。

(エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

※「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

イ 建設企業

(ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有すること。

(イ) 平成 30・31 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。

(ウ) (ア)で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 800 点以上であることとする。

- (エ) 建設企業が単独の場合は、必ず(ア)から(ウ)の要件はすべて満たすこととする。
- (オ) 建設企業が複数の場合は、(ア)及び(イ)の要件はすべての者が満たすこととし、(ウ)の要件は少なくとも1社が満たせば良いものとする。

ウ 工事監理企業

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとする。
- (イ) 平成30・31年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。

エ 維持管理企業

- (ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。
- (イ) 平成30・31年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。

オ 運営企業

- (ア) 平成12年度以降、公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく特定給食施設において、調理業務の実績があること。
- (イ) 平成30・31年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。
- (ウ) HACCPに関する相当の知識を有していること。

4) 入札参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、代表企業が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、構成企業又は協力企業が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該企業の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、構成企業、協力企業又はその他企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案

書の提出期限までに構成企業、協力企業又はその他企業の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成企業等の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

4 入札に関する手続き

1) 入札公告及び入札説明書等の公表

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、及び事業契約書（案）は、市のホームページ等に公表する。

(1) 入札公告

入札公告は平成 31 年 2 月 15 日（金）とし、市の公式ホームページにおいて公表する。入札説明書等についても、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/33876.htm>

(2) 入札説明書等の閲覧

入札説明書等の閲覧を以下のとおり行う。

(ア) 閲覧期間

平成 31 年 2 月 15 日（金）から 5 月 13 日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 閲覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(ウ) 閲覧場所

豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課
豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 東館 11 階
なお、入札説明書等は配布しない。

(エ) 閲覧書類

入札説明書等

(3) 入札説明書等に関する説明会等

(ア) 日時及び場所

平成 31 年 2 月 25 日 (月)

時間	内容	会場	備考
10:30～	入札説明書等に関する説明会	豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 東館 8 階 86 会議室	受付開始時間 (10:00)
14:00～	学校配膳室現地説明会	豊橋市西幸町字笠松 183 番地 豊橋市立幸小学校 配膳室	現地集合とする

(イ) 参加申込期間

平成 31 年 2 月 15 日 (金) から平成 31 年 2 月 21 日 (木) 午後 5 時まで (必着)

(ウ) 申込方法

入札説明書等に関する説明会等への参加申込書 (様式 1-1) に入力し、Excel ファイルを添付し電子メールにより参加申込期間内に提出すること。

参加については参加企業 1 社につき最大 2 名までとする。なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。当日は、入札説明書等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

なお、学校配膳室現地説明会については、現地集合、現地解散とし、交通手段については各参加者で確保すること。

(エ) 申込先

豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課

E-mail : hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

(オ) その他

学校配膳室現地見学会については、平成 30 年 11 月 26 日に行った内容と全く同じ説明を行うものである。

現地が狭く、学校活動への影響を最小限にするため、前回と同様、配膳室の現地確認が必要な者のみが申し込むこととし、1 社につき 1 名までとする。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：平成 31 年 2 月 15 日 (金) ～平成 31 年 3 月 14 日 (木) 17 時まで

提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式 1-2・1-3 に入力し、Excel ファイルを添付し、電子メールにて送付すること。(送付先は、「第 3 / 4 / (3) / (エ)」と同じ)

(5) 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、平成 31 年 3 月 29 日（金）までに市のホームページで公表する。

2) 入札参加表明、入札参加資格確認申請書類の受付

(1) 入札参加表明及び入札参加資格確認申請書類の受付

応募希望者からの入札参加表明及び入札参加資格確認に必要な書類を受け付ける。

(入札参加表明書、入札参加資格確認に必要な書類の受付)

日時	平成 31 年 4 月 1 日（月）～平成 31 年 4 月 5 日（金） 9 時～17 時（但し、12 時～13 時及び閉庁日を除く。）
受付場所	豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課 (〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地)
提出書類	入札参加表明書（様式 2-1） 入札参加資格確認申請書及び添付書類（様式 2-2～2-12）
提出方法	直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便（以下「郵送」という。）により提出すること。 ※郵送の場合は期限までに必着のこと。封筒に「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業 入札関係書類在中」と朱書きのこと。 ※郵送の場合は、市が受領していることを電話にて確認すること。
提出部数等	必要な添付書類を含めて正 1 部・副 1 部を作成・提出すること。 提出にあたっては簡易ファイルに綴じて提出すること。

提出された入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は返却しない。

提出された入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は全て応募者の負担とする。

受付期限日までに入札参加表明書と入札参加資格確認申請書を提出しない応募者及び参加資格がないとされた応募者は、本事業の入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格を確認し、その結果を平成31年4月15日（月）までに代表企業に通知する。

なお、参加資格がないとされた者は、平成31年4月25日（木）までにその理由について書面で説明を求められることができる。

(3) 入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、様式3-1を平成30年5月14日（火）17時までに、豊橋市教育委員会教育部保健給食課に持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、入札を辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取扱いはされない。

また、入札参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

3) 入札書及び提案書の受付

応募者は、次のとおり入札書及び提案書を提出すること。

〈入札書及び提案書の受付〉

受付期間	平成31年5月14日（火）9時～12時及び13時～17時
受付場所	豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課 (〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地)
提出書類・提出部数	①入札書・入札価格計算書（様式4-3・4-4） ②提案書 入札書類提出書・要求水準に関する確認書（様式4-1・4-2）は、1部提出 提案書（様式5-1から9-14）は、次の内容とし、各々正1部、副15部提出 ・事業計画全般に関する提案書 ・施設整備業務に関する提案書 ・維持管理業務に関する提案書 ・運營業務・開業準備業務に関する提案書

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面集 ・ 上記のデータを収納した CD-R または DVD-R (正 1 部) <p>※図面集は A3 版の簡易ファイル綴じとし、それ以外の提案書については、A4 版の簡易ファイル綴じとする。</p>
提出方法	直接持参により提出すること。
留意事項	<p>提出するデータは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書 (Word 形式) : Word 形式又は PDF 形式 ・ 提案書 (Excel 形式) : Excel 形式 (計算式は残すこと) ・ 図面関係図書 (設計図書等) : PDF 形式

4) 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権等

応募者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

本事業に関する入札書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は

損害を被った場合には、当該応募者は市に対して補償又は賠償しなければならない。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った応募者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

- ① 入札者の記名押印のない入札又は記入した事項の判読できない入札
- ② 金額を訂正した入札
- ③ 入札書に記載すべき事項の記入のない入札
- ④ 「3) 入札書及び提案書の受付」に記載の「受付期間」「受付場所」に到着しなかった入札
- ⑤ 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- ⑥ 本事業に関する入札の参加資格がない者の行った入札
- ⑦ 参加資格を有する者との確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- ⑧ 虚偽の記載をした入札
- ⑨ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- ⑩ その他入札の条件に違反した入札

(9) その他

応募者は、一つの提案しか行うことはできない。

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

5) その他

- ① 市が提示する資料及び質問・意見に対する回答は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。

- ② 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業のグループを構成する企業のいずれかが、入札書及び提案書の受付期限日において、入札参加者の備えるべき参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は入札参加資格を失い、本事業の入札に参加することができない。
- ③ 入札書及び提案書の受付期限までに当該書類が提出されなかった場合は失格とする。

第4 入札書類の審査及び落札者の決定

落札者の決定方法は、総合評価一般競争入札方式とし、審査は「資格審査」と「提案審査（「基礎審査」、「総合審査」から構成される。）」の手順にて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

1 審査委員会の設置

市は、事業者の審査・選定を行うため、学識経験者等で構成する「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置しており、当該審査委員会において最優秀提案者の選定を行う。

審査委員は、次のとおりである。なお、審査委員会は、非公開である。

〔敬称略〕

役職	委員名	所属等
委員長	松本 博	豊橋技術科学大学 名誉教授
副委員長	竹田 聡	愛知大学 教授
委員	上原 正子	愛知みずほ短期大学教授 客員教授
委員	高田 尚美	名古屋学芸大学 講師
委員	古池 弘人	豊橋市教育委員会 教育部長

注) 入札公告以降、落札者決定前までに、本事業に関して自己に有利になることを目的として、委員に対して接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

2 審査の手順及び方法

最優秀提案者の設定のための審査の手順及び方法は、「落札者決定基準」による。

3 基礎審査の結果通知及びヒアリングの実施

市は、応募者に対して提案書の内容についてヒアリングを行う予定である。基礎審査の結果と併せて、ヒアリングの開催日時・場所、準備書類等を代表企業へ通知する。

4 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。その結果は当該応募者の代表企業へ通知するとともに、市のホームページで公表する。

第5 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、応募者の提案が「要求水準書」に示す要件・要求を満たしていない場合は失格とする。また、最優秀提案者の選定のための審査は提案事業者名を伏せて実施するため、提案書の作成にあたり、事業者名を記載しない等、提案書の内容から提案事業者を把握できないように留意すること。

1 事業計画の提案に関する条件

1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成すること。

(1) 一時支払金

市は、施設整備に係るサービス対価の一部として以下のとおり一時支払金を選定事業者に支払うことを想定している。以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。なお、実際に選定事業者に支払う一時支払金は、単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは、選定事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する。

項目		内容
一時 支 払 い 金 (① + ② + ③)	文部科学省学校施設 環境改善交付金 (①)	①学校給食施設の改築にかかる交付金 408,798千円
	起債による一時支払い金 (②+③)	②起債(交付金対象額分) (①×3-①)×90%
		③起債(単独分) {(起債対象となる設計・建設工事に係る費用の 合計額*)-(交付金配分基礎額:①×3)}×75%

※起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費(建築工事、電気設備工事、機械設備工事等)、調理設備設置工事に要する費用を加算した額とする。なお、基本設計費、運営備品等(食器・食缶等を含む)調達費は含まない。

(2) 割賦料

市は、選定事業者が実施する施設整備業務のサービス対価として、選定事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本に選定事業者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間15年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理・運営期間中、年4回、四半期ごとに選定事業者を支払う。なお、一時支払金には、施設整備業務相当額の消費税及び地方消費税を含むものとして計算する。

割賦料は、平成33年9月1日～12月31日を初回として支払い、以後年4回(4月1日～6月30日、7月1日～9月30日、10月1日～12月31日、1月1日～3月31日)、平成48年7月1日～8月31日まで四半期ごと合計60回払いとする。

基準金利は、平成31年4月1日の利率を用いて割賦料を提案することとするが、事業期間における実際の支払い額は、本施設の引き渡し予定日の2金融機関営業日前の基準金利を適用し算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATEとしてテレレート17143ページに表示されている6か月LIBORベース15年物(円-円)金利スワップレート(基準日15時)とする。基準金利がマイナスとなる場合は「0%」と読み替える物とする。

市は施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

(3) 委託料

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、委託料として維持管理・運営機関にわたり年4回選定事業者を開始年度終了年度に支払う。なお、委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

委託料の支払い期間は15年とし、平成33年9月1日～12月31日を初回として支払い、以後年4回（4月1日～6月30日、7月1日～9月30日、10月1日～12月31日、1月1日～3月31日）、平成48年7月1日～8月31日まで四半期ごと60回払いとする。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定しており、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、選定事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

固定料金は、各四半期において、選定事業者が提案する一定の額を支払い、変動料金は、各四半期において提供した給食数の合計に、選定事業者が提案する食単価を乗じた額を支払うものである。

開業準備費相当分に関しては固定料金とし、初回の支払いに加算して選定事業者を支払うものとする。

2) 提供食数

(1) 提供食数

本施設における最大提供食数は、概ね12,000食/日とする。

市は、選定事業者に対し、児童・生徒の転出入、教職員用給食、学校行事開催等を踏まえ、給食を提供する日の該当する月の前月25日までに提供日に提供する予定の給食数（以下「予定給食数」という。）の指示を行う。また、予定給食数に変更がある場合には、原則として提供日の2稼働日前の午前11時（ただし、突発的な変更については、「要求水準書 第5/2 食数調整業務」に規定するとおり）までに、市から選定事業者に出す当該提供日の給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行うものとする。

なお、本施設における1日当たりの想定提供食数は要求水準書に記載のとおりである。

(2) 提供食数と変動料金の算定方法

委託料のうち変動料金 = 給食1食当たりの単価 × 提供給食数

「提供給食数」の算定方法は次のとおりとし、各四半期の累計とする。

- ・「予定給食数」から「実施給食数」が増加した場合又は201食に満たない数だけ減少した場合は、「実施給食数」を「提供給食数」とする。
- ・「予定給食数」から「実施給食数」が201食以上減少した場合は、「予定給食数」から200食を減じた食数を「提供給食数」とする。
- ・ただし、受注者の責に帰すべき事由により、実際に提供された給食数が「実施給食数」を下回った場合は、実際に提供された給食数を「提供給食数」とする。

3) 予想されるリスクと責任負担

(1) リスクと責任負担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理ができる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) リスク負担

市と選定事業者との責任負担は、事業契約書（案）に示す。事業契約書に示されていない事項は、双方の協議により定めるものとする。

4) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は要求水準書に示す。

5) 保険

選定事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は業務の受託者をして、施設整備に対しては建設工事保険及び第三者賠償保険に、開業準備・維持管理・運営に対しては賠償責任保険に加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく市へ提示するものとする。

また、前述の保険以外にリスク対応のために必要とされる場合は、提案により加入するものとする。

第6 事業実施に関する事項

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置にしたがう。

また、本事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所豊橋支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

- ア 選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他の選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業契約書別紙 8 の契約解除の規定に該当する場合には、市は契約を解除することができるものとする。
- イ 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除し、直接、事業継続のための手段を講じるものとする。
- ウ ア及びイの規定により市が契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

2) 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

- ア 市の責めに帰すべき事由による債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は契約を解除することができるものとする。
- イ アの規定により選定事業者が契約を解除した場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3) いずれの責めにも期さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は選定事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は事業継続の可否について協議するものとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は契約を解除することができるものとする。

4) 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等

1) 法制上及び税制上の措置

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は選定事業者と協議する。

2) 財政上及び金融上の支援

市は、本事業において地方債及び施設整備に係る交付金が市に交付された場合にはこれを、市が選定事業者を支払う代金の一部に充当する。そのため、選定事業者は、市が行う交付金又は起債申請等に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

3) その他の支援

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者との協議を行う。

4 事業の実施状況の監視

1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が実施する施設の整備、維持管理及び運營業務について、定期的にモニタリング（監視）を行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

災害や事故発生の緊急時等においては、市は必要に応じて、選定事業者からの受託者等と直接連絡調整を行うことができることとする。

5 支払手続き

1) 一時支払金

① 本施設を市に引渡し所有権を移転した後、市は、一時支払金を選定事業者に支払う。

② 市は、選定事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

2) 割賦料

- ① 市は、割賦料を平成 33 年度から平成 48 年度にわたり四半期毎に支払う。
- ② 市は、選定事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

3) 委託料

- ① 選定事業者は、各四半期の業務完了後、業務報告書を速やかに市に提供する。
- ② 市は、業務報告書受理後 10 日以内に履行を確認し、その結果を選定事業者に通知する。
- ③ 選定事業者は、履行確認通知後、市に請求書を送付する。
- ④ 市は、選定事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

第 7 契約に関する事項

1 事業契約の締結等

1) 基本協定の締結

市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、事業契約締結（仮契約）の時までに、SPCを設立する。SPCは、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社として豊橋市内に設立するものとする。

3) 事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約をSPCと調印（仮契約）する。なお、本事業契約は、市議会の議決をもって効力を発生するものとする。

4) 事業契約の締結に至らなかった場合

SPCの事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、市は違約金を請求することができる。

なお、市及びSPC（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

5) 事業契約の締結に係る費用の負担

事業契約の締結（仮契約含む）に係るSPC側の弁護士費用、印紙代等は、SPCの負担とする。

2 契約保証金

SPCは、施設整備業務の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第7条の規定に基づき、施設整備費相当分（施設整備業務に関する金利支払額を除く。）の100分の10以上を納付又はその他の方法による保証を付けなければならない。

第8 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担 当 部 署：豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課
住 所：〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
電 話：0532-51-2821
F A X：0532-56-8300
電子メール：hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp
ホームページアドレス：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/33876.htm>